

姫路市立東光児童センターほか2施設指定管理者の募集に係る質問への回答

No.	資料名	ページ	項目名	質問内容	回 答
1	仕様書	1～2	(6) 人員配置及び勤務体制	児童厚生員について、①人員配置は4名以上、②勤務体制は3名以上は常勤、開館中は常時2名以上の配置とありますが、児童厚生員の1日平均配置人数を各児童館ごとにご教示いただけますでしょうか。	令和8年7月の各施設ごとの実績は下記の通りです。 東光児童センター:2.9人／日 北児童センター:2.8人／日 灘児童センター:2.9人／日
2	指定管理募集要項	4	7指定管理に関する経費	(2)指定管理料の「提案された収支予算書をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの予算の範囲内で決定する」との記載および、(3)指定管理料の提案④の「修繕実施前に市が承認を行った上で、毎月の指定管理料の支払時に市から実績額を指定管理者に支払います」との記載および、業務仕様書14ページ「9修繕(1)乙が負担する修繕①」の「20万円未満の修繕のものは乙(指定管理者)が負担」との記載から、市が承認した1件あたり20万円未満の修繕の総額が、提案した1件あたり20万未満の修繕費の額を超えて実施した金額は、市負担であると認識してよいのか。	提案された収支予算をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの指定管理料を予算の範囲で決定し、修繕費は修繕実施前に市が承認を行った上で、毎月の指定管理料支払い時に市から実績額を指定管理者に支払います。お見込み通り、指定管理者が実施する修繕費が提案額を超えた場合も市が負担します。
3	指定管理募集要項	4	7指定管理に関する経費	(2)指定管理料の「提案された収支予算書をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの予算の範囲内で決定する」との記載だが、(3)指定管理料の提案④にて「修繕実施前に市が承認を行った上で、毎月の指定管理料の支払時に市から実績額を指定管理者に支払います」との記載されています。こちらについて、提案された収支予算書に記載の修繕費総額を超えても必要な修繕が発生した場合は、修繕を実施した後に市負担となるのか。	お見込み通り、指定管理者が実施する修繕費が提案額を超えた場合も市が負担します。

4	指定管理募集要項	4	7指定管理に関する経費	(2)①賃金及び物価水準の変動への対応について、経費節減には務めるものの、最低賃金の上昇に伴う賃金面の費用増加においては、コンプライアンスの観点から対応が必ず必要なものになります。 今回の募集要項に記載の変動率の1.0%は事業者負担ということは、最低賃金の上昇の内の変動率によって、負担割合が大幅に変わる(上昇率の1%でなく、変動率の1%(変動率が2%の場合は事業者負担は50%となる))と考えます。 現状、指定管理を運営する事業者は昨今の急激な最低賃金の上昇により、最低賃金の近似値での賃金を設定しており、最低賃金の上昇はコンプライアンスの観点から必ず対応が必要なことであるため、その上昇部分に対し、事業者負担を強いるという考え方をを用いるのはいかなものかと思うので再考願うことはできないか。	変動率の1.0%の負担につきましては、変動率のうち市と事業者の間で適切に負担を分担する観点から、事業者において通常想定される経営上のリスクを考慮して割合を設定しております。 なお、賃金・物価水準の変動幅が該当年度のスライド率を大幅に超える場合等で、施設の運営状況に影響を及ぼす場合などは別途協議をさせていただくことを想定しております。
5	指定管理募集要項	4～5	7指定管理に関する経費	(2)①賃金及び物価水準の変動への対応の「指定管理者として指定された後、実際に指定管理料スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請が必要となる」との記載及び、(3)指定管理料の提案②賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減についての「賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減は初年度のみ賃金及び物価水準を勘案し、2年目以降は変動を考慮せず提案」との記載について、(2)①で指定管理者スライド制度を選択しなかった場合は、(3)②で、賃金及び物価水準の変動を考慮した金額の提案を行うことは可能でしょうか。	指定期間内において、指定管理料スライド制度を適用しない場合、上限額の範囲内で、賃金及び物価水準の変動を考慮した金額の提案を行うことは可能です。 なお、当初提案で物価水準の変動を含めることにより、スライドの基となる金額算出が困難となることから、指定期間途中でスライド制度を適用することはできなくなりますのでご注意ください。

6	指定管理スライド制度の手引き	3	1指定管理料スライド制度の概要	(5)指定管理者の負担において、賃金・物価水準の変動は翌年度以降の指定管理料に反映するとのことだが、昨今、前年を上回るペースでの最低賃金の上昇となっているが、常に半年ほど古い指標での上昇率であることと、上昇率から1%を除いたものしか上昇しないとの理解をしているが、スライド率を大幅に超える最低賃金等の上昇があった場合、これは社会情勢の急激な変化ととらえ、指定管理料の変更の検討をしてもらえるのか、教えていただきたい。	スライド額につきましては、「指定管理料スライド制度の手引」に記載しております、変動率を基に算出していくことを想定していますが、賃金・物価水準の変動幅が該当年度のスライド率を大幅に超え、施設の運営状況に影響を及ぼす場合等は別途協議をさせていただくことを想定しております。
7	指定管理スライド制度の手引き	3～5	2賃金スライド	現在雇用している職員の大半は、指定管理料スライド制度手引きP4の「(2)雇用形態の区分①正規雇用職員等」に該当します。しかし、実態として最低賃金に近い水準で給与を設定しているため、毎年の「兵庫県最低賃金」の引き上げに伴い、人件費が引き上げ率相当上昇しています。 一方でP5「(5)賃金水準の変動率①正規雇用職員等」の指標とされている「兵庫県人事委員会勧告」に基づく民間給与の伸び率事業者負担を除くと近年2%に満たず、実際のコスト増分を補填できません。この乖離により事業者負担が非常に重くなる為、正規雇用職員等の指標の考え方について、実情に即した見直しをご検討いただけないでしょうか。	正規雇用職員等については、給与表、勤続年数、職務内容、民間給与水準等を踏まえて賃金が決定されることから、民間給与実態調査を指標としています。一方、非正規雇用職員等については、時給が地域別最低賃金やパート・アルバイトの労働市場の影響を直接受けやすいため、最低賃金の改定率等を指標としています。 また、手引きにおいて、正規雇用職員等の賃金水準の変動率に民間給与実態調査に基づく民間給与の伸び率を用いているのは、客観的かつ統一的な指標により、指定管理者間の公平性及び制度運用の明確性を確保することを目的としたものです。 ご指摘いただいた施設毎の実情につきましては、賃金・物価水準の変動幅が該当年度のスライド率を大幅に超える場合等で、施設の運営状況に影響を及ぼす場合などは別途協議をさせていただければと考えております。

8	指定管理ス ライド制度の 手引き	8	3物価スライド	(1)対象において、対象となる物件費清掃（日常清掃や定期清掃）等の業務委託料も含まれると思うが、こちらの経費の大部分は人件費であるが、(3)物価水準の変動率の①光熱費を除く物件費のア指標において、消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）としているが、他の消費者物価指数に数値を引っ張られる可能性があり、実施の上昇よりも緩やかな上昇となる可能性があるので、上記の委託料部分において、その他の指標（例えば最低賃金等）を考えていただくことはできないか。	業務委託のうち人件費の割合が高い業務について、最低賃金等を適用することにより、経費への過大な反映や、他の対象経費との重複等の課題がございます。 ご指摘いただいた内容につきましては、業務委託料等に関する物価水準の変動幅が該当年度のスライド率を大幅に超える場合等で、施設の運営状況に影響を及ぼす場合などは別途協議をさせていただければと考えております。
9	指定管理募 集要項	4	7指定管理に関する経費	指定管理料の上限額は5年間の物価上昇率等を反映した額となっているのか。	今後、5年間の見込は含まれていません。